**平成２７年（フ）第３７８号**
鹿児島県鹿児島市冷水町６番１号（アカツキビル202号）
債務者　木佐貫　陽
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２７年（フ）第５４３号**
神戸市北区筑紫が丘２丁目17番地の２
債務者　古林　幸子
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで　神戸地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第７３０号**
神戸市東灘区深江北町２丁目７番22号　メゾン・ド・ショア　１Ｂ号
債務者　赤澤　誠司
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで　神戸地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第８５４号**
神戸市中央区山本通２丁目７番14―203号、従前の住所神戸市中央区中山手通１丁目16番12号東門ヴィレッジ603号
債務者　岩佐　奈美
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで　神戸地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第９３５号**
神戸市中央区旗塚通５丁目３番20号、従前の住所神戸市中央区旗塚通７丁目１番15号
債務者　中山　雅司
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで　神戸地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第９３７号**
神戸市東灘区御影本町６丁目12番18号　オール・ド・ヴィル時枝　507号、従前の住所神戸市東灘区御影本町６丁目12番18号　オール・ド・ヴィル時枝　303号
債務者　林　　容子
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで　神戸地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第５７号**
熊本県荒尾市大島100番地４
債務者　森　キヌ子
1　決定年月日時　平成27年12月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで　熊本地方裁判所玉名支部

**平成２７年（フ）第２２号**
沖縄県名護市字宮里940番地ＣＬＥＭＥＮＴ清らⅡ101号室
債務者　宮里ゆかり（旧姓大城）
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで　那覇地方裁判所名護支部

**平成２７年（フ）第３３号**
沖縄県国頭郡本部町字豊原12番地４　オアシスちゅらら303号
債務者　三宅　千恵（旧姓浦崎）
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで　那覇地方裁判所名護支部

**平成２７年（フ）第１９４号**
神奈川県横須賀市鴨居２丁目21番14号
債務者　石田　正昭
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２７年（フ）第１９５号**
神奈川県横須賀市根岸町４丁目25番13―302号
債務者　若林　　亮
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２７年（フ）第２０８号**
神奈川県横須賀市三春町２丁目15番地
債務者　中津川貴大
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２７年（フ）第２４５号**
青森市大字石江字江渡104番地30
債務者　藤田　智寛
1　決定年月日時　平成27年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで　青森地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第５４５号**
千葉県柏市船戸1385―１　レオパレスソレイユ柏Ⅰ　307号室、住民票上の住所茨城県つくばみらい市絹の台３丁目29番地13
債務者　佐々木　徹
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２７年（フ）第５４７号**
千葉県松戸市日暮１丁目３番地の２　モアクレスト松戸601号
債務者　桐生　真弥（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２７年（フ）第５９１号**
千葉県松戸市金ケ作24番地の１　第５泉ビル806号
債務者　鈴木　瑞穂
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部